

### 1. 適用対象工事

- (1) 工期が12ヶ月を超える工事であること
- (2) 約款第25条第1項の請求は、2. (3)に定める残工期が2. (2)に定める基準日から2ヶ月以上あること
- (3) 減額となる場合、物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000分の30以上変化していると予想されること

### 2. 請求日および基準日等について

請求日および基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者または受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。  
また、請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることも可とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

### 3. スライドの請求

発注者または受注者からのスライド協議の請求は、請負契約締結の日から12ヶ月経過後に書面により行うこととする。

### 4. 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準または物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の1000分の15に相当する金額を超える額とする。

- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15/1000)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 $P_1$ および $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする、

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後(基準日)の賃金または物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

$$(P = \sum (\alpha \times Z)、\alpha：請負率、Z：官積算額)$$

- (3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15/1000)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 $P_1$ および $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする、

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後(基準日)の賃金または物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

$$(P = \sum (\alpha \times Z)、\alpha：請負率、Z：官積算額)$$

- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料ならびにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費および一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

## 5. 出来高数量の確認

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。
  - ・工場製作品については、工場での確認またはミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
  - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械および仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も、出来形の対象とする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とする。
- (3) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (4) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
- (6) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量については、スライドの対象とすることができる。

## 6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

## 7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

## 8. インフレスライドおよび単品スライド条項の併用

- (1) 約款第25条第3項に規定するインフレスライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、インフレスライド適用後12ヶ月経過後に、本スライドを請求することができる。
- (2) 本スライドに基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、約款第25条第2項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。